

2019年9月19日

制御部門賞再構成のご案内

制御部門学術委員会

このたび制御部門では、旧部門大会賞、部門大会技術賞、部門研究奨励賞、部門技術奨励賞の4賞を再編するとともに、部門マルチシンポジウム優秀ポスター発表賞を新設し、制御部門賞の体系を再構成することといたしました。

変更内容：

- 1) 旧「部門大会賞」、「部門大会技術賞」を「部門マルチシンポジウム賞」に再編。
(規程第3条4、第4条4).
- 2) 旧「部門研究奨励賞」、「部門技術奨励賞」を「部門奨励賞」に変更し、旧「部門研究奨励賞」の応募年齢を引き上げる。また、ポスター発表に対する賞を独立に設ける。
(規程第3条5、第4条5).
- 3) 「部門マルチシンポジウム優秀ポスター発表賞」を新設。
(規程第3条6、第4条6).

※ 部門研究賞（木村賞）、部門パイオニア賞、部門パイオニア技術賞に変更はありません。

これらの変更の趣旨は、

- 一部の賞において、「基礎分野」（制御理論などの基礎的研究）と「技術分野」（産業分野などの技術開発・展開的研究）の賞名を統一し、業績を等しく表彰する（制御部門マルチシンポジウム賞、部門奨励賞）。
 - 若手研究者や学生が中心となる賞を増やし、また応募年齢を見直す（「部門マルチシンポジウム優秀ポスター発表賞」の新設、部門奨励賞（基礎分野）の応募年齢の引き上げ）。
- の2点にまとめられます。

新体系の賞は、2020年マルチシンポジウム（徳島で開催）以降の研究発表に対して贈呈されます。応募の際には、以下の新しい規程をご参照ください。

問い合わせ先：

制御部門学術委員長 川邊武俊（九州大学）
同副委員長 児島 晃（首都大学東京）

kawabe@ees.kyushu-u.ac.jp
ako.jima@tmu.ac.jp

計測自動制御学会制御部門賞規程

平成12年11月27日制定
平成15年 5月30日改訂
平成16年11月25日改訂
平成18年11月24日改訂
平成19年11月24日改訂
平成20年11月16日改訂
平成24年 7月 1日改訂
平成25年 9月12日改訂
平成27年12月10日改訂
平成28年12月 9日改訂
令和 元年 9月12日改訂

(部門賞の設置)

第1条 (社) 計測自動制御学会 制御部門に計測自動制御学会制御部門賞（以下「部門賞」という）を設ける。

(部門賞の目的)

第2条 部門賞は、本学会における活動を通じ『制御理論と制御技術』に顕著な業績を上げ、または、優れた研究発表を行った者に対し授与し、もって制御分野の活性化をはかることを目的とする。

(部門賞の種類)

第3条 部門賞は制御分野における研究発表・業績を対象とする賞であり、その内容により、次の6賞とする。

1. 計測自動制御学会制御部門研究賞（以下「部門研究賞（木村賞）」という）

部門が関与する科学技術および産業の分野において、創造的な研究を通して、世界的に顕著な業績を挙げ、本学会の活動を含む制御界に大きな影響度を与えた論文の著者である学生・研究者・技術者個人に贈呈する。年度ごとに1名以内とする。

2. 計測自動制御学会制御部門パイオニア賞（以下「部門パイオニア賞」という）

部門が関与する科学技術および産業の分野において、今後の発展に大きく寄与すると期待される新規性の高い研究業績をあげた若手の研究者・技術者個人に贈呈する。年度ごとに1名以内とする。

3. 計測自動制御学会制御部門パイオニア技術賞（以下「部門パイオニア技術賞」という）

部門が関与する科学技術および産業の分野において、今後の発展に大きく寄与すると期待される高い技術業績をあげた研究者・技術者・団体に贈呈する。年度ごとに1件以内とする。

4. 計測自動制御学会制御部門マルチシンポジウム賞（以下「部門マルチシンポジウム賞」という）

制御部門が主催する年次大会（以下「年次大会」という）において、部門が関与する科学技術および産業の分野における発展に寄与するところが大きく、かつ優れた研究発表を行った登壇者個人と団体に贈呈する。ただし、年次大会ごとに基礎分野（制御理論等の基礎的研究）2件以内、技術分野（産業分野等の技術開発・展開的研究）2件以内とする。

5. 計測自動制御学会制御部門奨励賞（以下「部門奨励賞」という）

部門が関与する科学技術および産業の分野において、今後の発展に大きく寄与すると期待される研究発

表を行った新進の学生・研究者・技術者個人に贈呈する。ただし、年次大会ごとに基礎分野（制御理論等の基礎的研究）5件以内、技術分野（産業分野等の技術開発・展開的研究）5件以内とする。

6. 計測自動制御学会制御部門マルチシンポジウム優秀ポスター発表賞（以下「部門マルチシンポジウム優秀ポスター発表賞」という）

部門が関与する科学技術および産業の分野に関する優れたポスター発表を行った学生・研究者・技術者個人に贈呈する。ただし、年次大会ごとに10件以内とする。

（受賞候補者の資格）

第4条 部門賞の受賞者は原則として計測自動制御学会会員（正会員、学生会員、または賛助会員の団体に属する者）とする。ただし、受賞対象となる業績は会員資格を有した期間のものに限定しない。

1. 部門研究賞（木村賞）

受賞者は計測自動制御学会会員に限る。

2. 部門パイオニア賞

推薦締め切り時点において40歳以下で、本会会誌または本会論文集に記事を掲載、もしくは、本会主催の講演会、部門主催の年次大会・シンポジウム・研究会のいずれかで発表を行った者とする。

3. 部門パイオニア技術賞

本会会誌または本会論文集に記事を掲載、もしくは、本会主催の講演会、部門主催の年次大会・シンポジウム・研究会のいずれかで発表を行った研究者・技術者、または、その所属する団体とする。

4. 部門マルチシンポジウム賞

部門の年次大会開催の前に予め候補論文としての登録を行った年次大会登壇者と連名者とする。また、過去において部門賞を受賞している場合は、同種の業績では無いことを要件とする。

5. 部門奨励賞

部門主催の年次大会で登壇し研究発表を行った学生・研究者・技術者であり、開催年3月31日の時点で35歳以下の者とする。過去において部門奨励賞（旧「部門研究奨励賞」、「部門技術奨励賞」を含む）の受賞経験がある場合には、本賞を受賞することはできない。

6. 部門マルチシンポジウム優秀ポスター発表賞

部門主催の年次大会のポスター発表区分を満たす登録を行い研究発表（ポスター発表）を行った学生・研究者・技術者とする。

（部門賞候補者の推薦方法および審査方法）

第5条 部門学術委員会の指名による審査委員会が部門賞候補者の中から選考し、推薦理由を付して部門長に答申する。部門長は部門運営委員会の議を経て受賞者を決定し、部門協議会を経て理事会に報告する。

1. 部門研究賞（木村賞）

本会会員または本会会員を1名含む複数名からの推薦に基づき、審査委員会が選考する。

審査資料として、推薦者は下記の資料を提出する。

- i. 世界的に著名な論文誌に掲載された論文1編
- ii. 研究の独創性、影響度についての記述を含む推薦状

2. 部門パイオニア賞

本会会員による推薦（自薦を含む）に基づき、審査委員会が選考する。審査資料として、推薦された候補者は下記の資料を提出する。

- i. 受賞事由に関する一連の研究論文、発表論文リスト（他学会発表のものを含む）

- ii. i の論文のうち、主要な論文、成果物の別刷り、あるいはそのコピー（5編以内）
- iii. 受賞事由に関する研究内容の要約（2000字程度）
- iv. 研究業績リスト（受賞事由に関する研究以外の論文、発表論文などを含む）

3. 部門パイオニア技術賞

本会会員による推薦（自薦を含む）に基づき、審査委員会が選考する。審査資料として、推薦された候補者は下記の資料を提出する。

- i. 受賞事由に関する一連の研究論文、発表論文リスト（他学会発表のものを含む）
- ii. i の論文のうち、主要な論文、成果物の別刷り、あるいはそのコピー（5編以内、2～3編程度でも可）
- iii. 受賞事由に関する技術内容の要約（2000字程度）

4. 部門マルチシンポジウム賞

各応募論文の当該セッションの司会者ならびに聴講審査員1名以上が個別に第一次審査を行う。聴講審査員はセッション単位ごとに司会者が指名して依頼する。審査基準、審査用紙は学術委員会にて別途制定する。第一次審査結果を集計し、審査委員会メンバーが発表論文について評価し、最終審査・選考を行った上で学術委員会に報告する。尚、応募論文が多数の場合は、学術委員会が相当の数まで審査対象を絞ってもよい。

5. 部門奨励賞

候補者の研究発表を聴講した本会会員による推薦に基づき、審査委員会が推薦理由と発表資料を読んで選考する。

6. 部門マルチシンポジウム優秀ポスター発表賞

各発表に対して審査員1名以上が個別に第一次審査を行う。審査員の選出、審査基準、審査用紙は学術委員会にて別途制定する。第一次審査結果を集計し、審査委員会メンバーが各ポスター発表について再度評価し、最終審査・選考を行った上で学術委員会に報告する。尚、対象件数が多数の場合は、学術委員会が相当の数まで審査対象を絞ってもよい。

（表彰）

第6条 表彰は、制御部門の年次大会にて制御部門長名で行い、受賞者に賞状と副賞あるいは賞状を贈呈する。

（経費）

第7条 部門研究賞（木村賞）を除く部門賞にかかる一切の諸経費は、制御部門において負担する。
部門研究賞（木村賞）副賞は、部門研究賞（木村賞）積立資産により負担する。

（規程の改廃）

第8条 本規程の改廃は、計測自動制御学会制御部門運営委員会の議を経なければならない。

附 則

1. 原則として、受賞候補者になった者は審査委員会メンバーになることはできない。
2. この規程の施行は令和元年9月12日からとする。
3. 部門研究賞（木村賞）は、積立資産が設立されたときから授賞を開始し、積立資産がなくなった時点で授賞を終了するものとする。